

建築基準法に基づく形態規制関係（厚木市内）

地域又は区域	日影規制（第56条の2：厚木市建築基準条例第9条）				斜線関係（法第56条）		
	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界から10m以内	敷地境界から10m超	道路	隣地	北側
第一種低層住居専用地域 ※1	軒高7m超又は3階以上	1.5m	(1) 3時間	(1) 2時間	A=1.25	（規制なし）	A=1.25 H=5m
第二種低層住居専用地域	厚木市に第二種低層住居専用地域はありません。						
第一種中高層住居専用地域	高さ10m超	4m	(2) 4時間	(2) 2.5時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	※2
第二種中高層住居専用地域	高さ10m超	4m	(2) 4時間	(2) 2.5時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	※2
第一種住居地域	高さ10m超	4m	(2) 5時間	(2) 3時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	（規制なし）
第二種住居地域	高さ10m超	4m	(2) 5時間	(2) 3時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	（規制なし）
準住居地域	高さ10m超	4m	(2) 5時間	(2) 3時間	A=1.25	A=1.25 H=20m	（規制なし）
田園住居地域	厚木市に田園住居地域はありません。						
近隣商業地域	高さ10m超	4m	(2) 5時間	(2) 3時間	A=1.5	A=2.5 H=31m	（規制なし）
商業地域	（規制なし）				A=1.5	A=2.5 H=31m	（規制なし）
準工業地域	高さ10m超	4m	(2) 5時間	(2) 3時間	A=1.5	A=2.5 H=31m	（規制なし）
工業地域	（規制なし）				A=1.5	A=2.5 H=31m	（規制なし）
工業専用地域	（規制なし）				A=1.5	A=2.5 H=31m	（規制なし）
市街化調整区域 （用途地域の指定のない区域）	（規制なし）				A=1.25	A=1.25 H=20m	（規制なし）
備 考	※1 第一種低層住居専用地域の高さの限度は10mです。 ※2 日影規制を指定しているため北側斜線規制はありません。				A：勾配 H：地盤からの立上り		